

由利本莊市行政改革大綱

平成 1 8 年 3 月

由 利 本 莊 市

目 次

| | | |
|----------------------------------|-------|---|
| 基本的な考え方 | ----- | 1 |
| 1 はじめに | ----- | 1 |
| 2 趣 旨 | ----- | 1 |
| 3 計画期間 | ----- | 1 |
| 4 基本方針 | ----- | 1 |
| | | |
| 行政改革の推進事項 | ----- | 3 |
| 1 効率的な事務事業の推進 | ----- | 3 |
| (1) 事務事業の整理統合 | ----- | 3 |
| (2) 規制緩和の推進 | ----- | 3 |
| (3) 民間委託等の推進 | ----- | 3 |
| (4) 補助金等の適正化 | ----- | 3 |
| (5) 地方分権に対応した事務処理システムの構築 | ----- | 4 |
| 2 時代に即応した組織・機構の構築 | ----- | 4 |
| (1) 市民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構 | ----- | 4 |
| (2) 市民の声を市政に適正に反映できる組織・機構 | ----- | 4 |
| (3) 地方分権社会における行政課題に的確に対応できる組織・機構 | ----- | 4 |
| (4) 地域コミュニティの推進について、支援できる組織・機構 | ----- | 4 |
| (5) 簡素で効率的な組織・機構 | ----- | 4 |
| (6) 地方分権に対応した組織・機構 | ----- | 4 |
| 3 定員管理及び給与の適正化の推進 | ----- | 4 |
| (1) 定員管理の適正化 | ----- | 5 |
| (2) 給与の適正化 | ----- | 5 |
| 4 人材の育成・確保 | ----- | 5 |
| (1) 人材育成の推進 | ----- | 5 |
| (2) 専門職の養成・採用 | ----- | 6 |
| 5 行政サービスの向上 | ----- | 6 |
| (1) 窓口等における接遇マナーと行政サービスの向上 | ----- | 6 |
| (2) 行政の情報化等の推進 | ----- | 6 |
| 6 市民とのパートナーシップの確立 | ----- | 7 |

| | | |
|--------------------------|-------|----|
| (1) 行政への市民参画の推進 | ----- | 7 |
| (2) 市と市民、民間団体との機能分担 | ----- | 7 |
| (3) 市民、民間団体の自主活動との連携 | ----- | 7 |
| 7 公共工事のコスト削減と入札・契約手続きの改善 | ----- | 7 |
| (1) 公共工事コスト削減 | ----- | 7 |
| (2) 公共工事の入札・契約手続きの改善 | ----- | 7 |
| 8 電子自治体の推進 | ----- | 8 |
| 9 行政評価制度の効果的・積極的な活用 | ----- | 8 |
| 10 経費の節減合理化等財政の健全化 | ----- | 8 |
| (1) 経費の節減合理化と予算の厳正な執行 | ----- | 8 |
| (2) 自主財源の確保 | ----- | 8 |
| 11 指定管理者制度の活用 | ----- | 9 |
| 12 第三セクターの整理・統合、合理化の推進 | ----- | 9 |
| (1) 事業・組織形態の見直し | ----- | 10 |
| (2) 効率的な経営体制の整備及び監査体制の強化 | ----- | 10 |
| (3) 自主的な運営の推進 | ----- | 10 |
| 13 公正の確保と透明性の向上 | ----- | 10 |
| (1) 適正な行政事務の推進 | ----- | 10 |
| (2) 情報公開の推進 | ----- | 10 |
| (3) 監査機能の充実 | ----- | 10 |
| 14 公営企業・公社の経営健全化 | ----- | 11 |
| (1) 公営企業の経営健全化 | ----- | 11 |
| (2) 公社の経営健全化 | ----- | 11 |
| 用語解説 | ----- | 12 |

基本的な考え方

1 はじめに

本市は、平成17年3月22日に本荘市、由利郡矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町及び鳥海町の1市7町が合併し、由利本荘市として誕生した。

行政改革については、これまで各市町において積極的な取り組みをしてきたところであるが、日々刻々と変化する社会経済情勢の中で、高度化・多様化する市民ニーズに一層適切に対応するため、事務事業の見直しをはじめとする行財政の総点検を行い、市民の視点に立った行政運営を推進するものである。

2 趣 旨

合併前の1市7町では、これまでそれぞれの行政改革大綱に基づき、効率的な行財政運営に努め、行政サービスの向上に取り組んできたところである。

しかしながら、少子高齢化の進行や情報化、国際化の進展、市民ニーズの高度化・多様化など、社会経済情勢が大きく変化する中で、今後、地方公共団体を取り巻く行財政環境がますます厳しい状況になることが予想され、また、地方分権が実行の段階となったことで、分権型社会の主役となる地方自治体は、自己決定、自己責任の範囲が拡大し、自らの決定と責任でまちづくりを進めることになり、市民と行政の役割分担が一層重要となる。

このような状況を踏まえ、行政サービスの向上と効率的・効果的な行財政運営システムを確立する指針として「由利本荘市行政改革大綱」を策定し、本市の将来像である **人と自然が共生する 躍動と創造の都市^{まち}** の実現を目指し、積極的に行政改革を進めるものとする。

3 計画期間

本大綱の計画期間は、平成17年度から21年度までの5ヵ年間とする。

4 基本方針

地方分権が推進される中で、地方自治体には、自己決定・自己責任の原則に基づき、市民に身近な行政を展開し、行政サービスの質を低下させることなく、行政の簡素化・効率化に取り組み、効果的な行財政運営を推進することが求められている。

本市は、平成17年3月22日に、1市7町が合併して誕生したが、新市まちづくり計画実現のためには、それぞれの地域特性を尊重し、これまでのまち

づくりを継承しながら、新市の一体感の早期の醸成と市勢の成長発展を推進することが肝要である。一方、社会経済情勢が大きく変化する中で、高度化・多様化する市民ニーズに対応するためには、多くの行政需要が求められることから、財政の健全化に努めるとともに、組織・機構の簡素化・合理化、定員管理・給与の適正化等、市の行財政運営の見直しが急務となっている。

このような状況に適切に対応するために、地方自治の基本原則である「最少の経費で最大の効果」が発揮できるよう、より一層、効率的な行政運営の確立を図ることが必要であり、あわせて、職員においては、自ら考え自ら行動するという一人ひとりの意識改革が不可欠であり、新たな市民ニーズを的確に判断し、行政サービスの質の向上を図る必要がある。

このため、市民や市議会など関係団体等の理解と協力を得ながら、次の点を基本として、今後、積極的に行政改革を推進するものである。

行政改革の重点事項として、次の14項目を設定し推進する。

- 1 効率的な事務事業の推進
- 2 時代に即応した組織・機構の構築
- 3 定員管理及び給与の適正化の推進
- 4 人材の育成・確保
- 5 行政サービスの向上
- 6 市民とのパートナーシップの確立
- 7 公共工事コスト削減と入札・契約手続きの改善
- 8 電子自治体の推進
- 9 行政評価制度の効果的・積極的な活用
- 10 経費の節減合理化等財政の健全化
- 11 指定管理者制度の活用
- 12 第三セクターの整理・統合、合理化の推進
- 13 公正の確保と透明性の向上
- 14 公営企業・公社経営の経営健全化

行政改革の推進事項

1 効率的な事務事業の推進

行政運営の目標は、「最少の経費で最大の効果」を上げることであり、行政サービスの質の向上を図るためには、事務事業の整理統合、効率化及び迅速化等の見直しを絶えず行う必要がある。

このため、全ての事務事業について、これまでの経緯にとらわれることなく、次の項目について重点的に取り組むものとする。

(1) 事務事業の整理統合

行政と市民の責任分野を改めて確認し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率や効果等を十分に考慮し、事務事業の整理、合理化を図る。

既に、計画又は着手した事業等については、必要性、効果等を十分に勘案し、その実施、継続について再検討する。

高度化・多様化する市民ニーズ及び新たな行政課題を的確に把握し、地方自治体として実施すべき施策の選択と重点化を図る。

市民へのサービス提供や施策の実施にあたっては、組織内の調整を行い、事務事業が総合的に実施できるよう調整する。

(2) 規制緩和の推進

地方分権の推進に伴い、権限移譲等により独自事務が拡大されたことに伴い、許認可等の事務手続きについて、行政サービス向上の観点から、行政事務の簡素化、規制の緩和等その見直しを図る。

(3) 民間委託等の推進

行政運営の効率化と行政サービスの向上を図るため、民間に委託することが可能な事務事業については、地域の実情を勘案しながら、積極的かつ計画的に民間委託等を推進する。

(4) 補助金等の適正化

市単独の各種補助金等については、行政の責任分野及び経費負担のあり方並びに事業効果等を精査のうえ、補助金等総額の抑制に努める。

また、公共性、公平性及び組織の育成に十分配慮しながら、補助金制度について、補助期間の終期の明示を含め次の項目を重点的に見直しを行い、補助金等の適正化を図る。

当初の事業目的を達成したもの

活動実績の少ないもの及び形骸化したもの

補助金額が事業費に占める割合が高いもの

補助金額が10万円以下のもの

費用対効果が小さく、廃止しても影響を及ぼさないもの

(5) 地方分権に対応した事務処理システムの構築

地方分権の推進に伴い、地方自治体が自己決定・自己責任の下で、自主的かつ主体的に決定する分野が拡大することから、事務処理の簡素化・効率化のための事務処理システムの構築を進め、市民ニーズに対応した行政サービスと施策の展開を図る。

2 時代に即応した組織・機構の構築

合併という大きな変革、しかも広域な合併に際し、合併前の行政サービスを維持しながら行政水準の統一を図り、市民がわかりやすい、利用しやすい事務組織・機構について、次の事項を基本に整備する。

(1) 市民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構

合併による激変緩和のため採用した総合支所方式を検証し、市民がわかりやすい、利用しやすい組織・機構を整備する。

(2) 市民の声を市政に適正に反映できる組織・機構

行政情報の積極的な公開と広報・広聴活動の充実により、市民の参画、協働を推進し、市民の声や地域の実情を市政に反映できる組織・機構を整備する。

(3) 地方分権社会における行政課題に的確に対応できる組織・機構

地方分権社会における行政課題に的確に対応するため、広範多岐に及ぶ行政サービスを提供できる組織・機構を整備する。

(4) 地域コミュニティの推進について、支援できる組織・機構

これまで培われてきた様々な地域活動などを継続すると共に、各地域の伝統、文化、歴史、自然など地域の特性を活かした新たなまちづくりが展開できるように、地域コミュニティの推進に向けて、支援できる組織・機構を整備する。

(5) 簡素で効率的な組織・機構

新たな行政課題や市民ニーズに即応し、効率的かつ円滑な行政を推進していくため、柔軟かつ簡素で効率的な組織・機構の充実を図る。

(6) 地方分権に対応した組織・機構

地方分権が推進される中で、自己決定・自己責任の原則に基づいた市民に身近な行政を展開するため、総合的かつ機能的な組織・機構を整備する。

3 定員管理及び給与の適正化の推進

市民ニーズが高度化・多様化する中で、益々厳しさを増す財政状況を踏まえ、

合併によるスケールメリットを活かした職員の配置や事務処理システムの改善、民間委託や指定管理者制度の積極的な活用で、社会経済情勢の変化に即応した組織・機構を構築し、事務事業に見合った定員管理及び給与の適正化を推進する。

(1) 定員管理の適正化

地方分権の進展に伴い、新規の行政需要及び事務量の増大に対して、職員の配置転換やスクラップ・アンド・ビルド⁽¹⁾を基本に定員の抑制に努め、行政サービスの低下を招かないよう、定員適正化計画を策定し、事務事業に応じた適正な職員数を確保する。

なお、前年度退職者の3分の1を新規採用し、合併後10年間で一般職員数を300人削減する計画であるが、一方で、臨時職員（施設・事務補助職員）の問題点も懸念されることから、臨時職員を含めた定員管理の適正化を図る。

ただし、現在、55～57歳の年代（いわゆる「団塊の世代」）の職員の大規模退職等の事由により年度間の退職者数にばらつきが生じるため、新規採用者数を各年度で平準化するなど慎重な取扱いが必要である。

適正な定員管理を推進するため、職種や部門ごとに事務事業の見直しを図り、民間委託等を積極的に推進する。

(2) 給与の適正化

職員の給与水準については、人事院勧告や国、県、他地方公共団体の動向に配慮するとともに、合併に伴う職員間の実態を十分に分析し、給与格差の是正を図り、給与水準の適正化に努める。

特殊勤務手当・管理職手当等については、合併前のすり合わせにより総合的に点検し見直しを行ったところであるが、今後とも支給対象及び支給基準等を精査し、必要な見直しを行う。

4 人材の育成・確保

行政改革を確実に実行していくためには、職員が自己の仕事に意欲と誇りを持ち、高度化・多様化する市民ニーズを先取りし、自ら考えて実行に移すことができる意欲的・行動的で市民の期待と要望に応えられる職員の育成が不可欠である。

そのため、次の項目を重点的に進めることにより、職員が自ら意識改革を行える環境づくりに努めるとともに、幅広い見識を身につけるための効果的で密度の濃い研修を実施し、総合的な人材育成を図る。

(1) 人材育成の推進

職員の能力開発を効果的に推進するため、自己評価制度の導入を検討する。

より一層の活力と意欲にあふれた組織・職場とするため、職場における実務研修や講演会などを開催し、研修機能の充実・強化を図るとともに、外部研修機関を積極的に活用し、総合的な人材育成に努める。

地方分権の推進に伴い必要とされる政策形成能力、創造的能力及び法制執務能力の向上のため研修内容の充実に努める。

職員の意識高揚による職場の活性化を図るため、人事異動等における自己申告制度を検討する。

職員の意識改革や幅広い見識を身につけるため、県や他の地方公共団体への職員派遣や人事交流を行う。

(2) 専門職の養成・採用

各分野におけるスペシャリストを養成するため、資格取得などの各種研修への積極的な参加を図る。

職員の採用にあたっては、専門性の高い職務経験者の採用を検討するなど多様な人材の確保に努める。

5 行政サービスの向上

日常生活圏の拡大により、市民ニーズはますます高度化・多様化しており、また、広範な合併により県内一の面積を有することになったが、市民が、どこでも、誰でも平等に行政サービスが受けられるよう、各窓口業務の改善や情報化を推進する必要がある。

(1) 窓口等における接遇マナーと行政サービスの向上

各地域に総合支所を設置したことで、住民はこれまでと同様の行政サービスが受けられるが、行政に対する住民の評価は、窓口及び業務の現場における対応に左右されることから、接遇マナーの向上及び縦割り主義的な対応の是正を図り、市民の視点に立った行政サービスの向上を推進する。

(2) 行政の情報化等の推進

行政改革の推進及び行政サービスの向上を目指し、行政情報のネットワーク化が拡大されてきているが、市民の個人情報や行政情報の保護・管理を強化するため、情報の取り扱いに関するセキュリティの向上を図る。

高度情報化に取り組み、公共施設利用申請の電子化、事務事業のシステム化とネットワーク化を図る。

情報システムやネットワークを活用し、ホームページの充実や各種申請事務手続の簡素化、迅速等を進め、行政サービスの向上を図る。

6 市民とのパートナーシップの確立

地方分権社会が推進される中で、今後の行財政運営にあたっては、自己決定・自己責任のもと、市民と行政が「協働のまちづくり」を進めていくことが求められている。

このため、住民と行政の役割分担をより一層明確にし、パートナーシップ⁽²⁾を基調とした住民自治組織（コミュニティ）やボランティア・NPO⁽³⁾等各種市民団体との連携体制の整備、強化を図る。

(1) 行政への市民参画の推進

地方分権が実施の段階となり、今後の行政運営にあたっては、自己決定、自己責任の下、市民の行政への積極的な参画が不可欠であり、そのためには、情報通信媒体等での積極的な情報提供や、行政懇談会等の開催を通して参加機会の拡充を図り、行政への市民参画を推進する。

(2) 市と市民、民間団体との機能分担

施策の推進にあたっては、責任・活動の範囲等を明確にし、市と市民、民間団体等が、それぞれ適切な機能分担のもとに、互いに協力し、より効果の上がる方法で実施するよう努める。

(3) 市民、民間団体の自主活動との連携

まちづくりにおける、市民やボランティア活動、企業の社会貢献活動、NPO活動などの地域活動と積極的に連携し、施策の推進に努める。

（仮称）まちづくりサポートセンターの整備

ボランティア情報ネットワークの形成

新たな民間活力の導入、公共事業の効率化、新産業の創出に資する。

PFI⁽⁴⁾制度の導入を検討する。

7 公共工事のコスト削減と入札・契約手続きの改善

(1) 公共工事コスト削減

厳しい財政状況の下、限られた財源を有効に活用するため、公共工事の品質を確保しながらコスト削減の徹底を図る。

(2) 公共工事の入札・契約手続きの改善

公共工事の入札・契約手続きについて、透明性、客観性及び競争性の高いものへと改善に努めるとともに、指名競争入札に関する手続の公平性の確保及び適切な入札方式の採用を図る。

8 電子自治体の推進

電子自治体⁽⁵⁾の推進については、これまでも合併前の1市7町において、国が平成13年に決定した「e - Japan 戦略」⁽⁶⁾の重点施策に基づき、インターネットを活用した行政情報の提供、申請・届出などの手続きの電子化を図り、行政システムの簡素化・効率化、高度化等に取り組み、住民サービスの向上に努めてきたところである。

本市においては、新市スタート時点において、合併協議会で平成16年1月に策定した情報化基本計画をもとに、基幹系（住基、税等）内部系（財務会計、文書管理等）システムをスタートさせ、また、ホームページを開設するなど電子自治体を推進しているところであるが、さらに、電子自治体の実現を図るため、ITを活用した行政サービスの向上、行政内部の電子化を推進する。

9 行政評価制度の効果的・積極的な活用

地方分権の推進や少子高齢化の進行、財政の著しい悪化など地方自治体を取り巻く環境が大きく変化している中で、1市7町が合併して誕生した本市では、共通の理念のもとにそれぞれの地域特性を尊重し、これまでのまちづくりを継承しながら、新市の一体化と市全体の成長発展を目指した行財政運営を進める必要がある。

このため、徹底した事務事業の簡素化・効率化を図り、政策・施策・事務事業について、一定の基準、指標をもって、妥当性、成果を常に検証する行政評価制度の導入を検討する。

10 経費の節減合理化等財政の健全化

社会経済動向等を的確に見極めながら、新市まちづくり計画を確実に実行していくために、中長期の財政計画を常に見直しながら、限られた財源の中で、効率的、効果的な事業の実施を図り、堅実な財政運営に努める。

(1) 経費の節減合理化と予算の厳正な執行

経費全般について、事業の必要性、緊急性、投資効果などの徹底的な見直しを行い、その節減合理化を図り、予算の厳正な執行を図るように努める。

なお、新市まちづくり計画の大型プロジェクトの実施に当たっては、社会経済情勢や財政状況を踏まえ、緊急性、重要性、必要性、事業効果、維持管理など多くの観点から検討し、取り組むものとする。

(2) 自主財源の確保

地方税について、課税客体、課税標準等の的確な把握及び滞納整理の着実な

実施等により徴収率の向上を図るとともに、その他の収入についても受益者負担の適正化及び徴収率の向上を図るなど、自主的財源の確保に努める。

11 指定管理者制度の活用

平成15年9月に指定管理者制度が施行されたが、平成18年9月の指定管理者制度への移行期限までに、現在直営で管理しているものを含め、全ての公の施設について、行政としての関与の必要性や存続すべきか廃止すべきかなどを検討し、存続の場合は、「公の施設の設置目的が効果的に達成できる」ことを前提条件として、効率的で利便性の高いサービスを提供するため、指定管理者制度を活用し、安定的、効率的な管理運営を行い、サービスの向上を図る。

12 第三セクターの整理・統合、合理化の推進

第三セクターの位置づけは、経済的な効果と公共の福祉とに大きく分けられる。その必要性としては、雇用の場の創出や安価で安定したサービスの提供、地域活性化の拠点など幅広く地域に貢献しているところである。

しかし、地方自治体における財政状況が一段と厳しさを増す中で、第三セクターを取り巻く状況もバブル崩壊後経済環境の変化に伴い、経営状況が深刻化するなど一段と厳しさを増している。

こうした状況を踏まえ、第三セクターの管理・運営については、指定管理者制度も考慮し、管内9の第三セクターについて、事業、組織、財政等から徹底した調査分析を行い、第三セクターの経営改善を一層推進する。

【管内の第三セクターの状況】

| | 設 立 | 出資金(千円) | 市の出資率(%) | 備 考 |
|-----------------|----------|---------|----------|-----|
| (株)鳥海高原ユースパーク | H 4 . 5 | 60,000 | 83.8 | |
| (株)史跡保存伝承の里 天鷲村 | H 3 . 3 | 22,050 | 95.2 | |
| (有) 天鷲ワイン | S62 . 3 | 30,000 | 64.3 | |
| 岩城アイランドパーク(株) | H11 . 10 | 60,000 | 75.0 | |
| (株)大内町交流センター | H11 . 5 | 86,400 | 50.9 | |
| (株) 黄桜の里 | H 7 . 5 | 140,000 | 92.9 | |
| にしめ物産(株) | H 7 . 5 | 30,000 | 33.3 | |
| (株)フォレスト鳥海 | H 8 . 2 | 215,000 | 55.8 | |
| (株)ほっといん鳥海 | H16 . 2 | 30,000 | 55.0 | |

(1) 事業・組織形態の見直し

事業の必要性を確認するとともに、設立目的に沿った事業が展開されているか、また、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、事業内容等の見直しは必要ないか、事業が効果的・効率的に実施されているか等について検討を行う。

その結果、事業の必要性が低下しているもの、あるいは公的関与の必要性が薄れているものについては、統廃合を含めた検討を行う。

(2) 効率的な経営体制の整備及び監査体制の強化

管内の第三セクターの業務分野としては、「観光、レジャー施設（観光施設・宿泊施設・温泉施設の管理）」が最も多く6施設、ついで「農林水産（物産品の製造、加工、販売）」が3施設となっているが、これまでは、各施設ごとの管理運営を行ってきたが、温泉施設等管理を目的とした類似事業の統合的経営を図ることで、管理経費の節減、より効果的な事業運営、機能強化が可能なのかを検証し、効率的な経営体制の整備を図る。

また、監査体制を強化するとともに、行政評価の視点も踏まえた点検評価の充実を図り、市民に対する積極的かつわかりやすい情報公開に努める。

(3) 自立的な運営の推進

独立した法人として、法人自らが責任をもって中・長期的な視点にたった経営改善計画を策定し、計画的な事業運営や経営の改善を推進するため、実務責任者への決裁権の付与など執行体制の整備を図る。

なお、経営状況や経済動向に合わせ役員及び職員の適正化を図るとともに、組織の活性化を図るため、管内第三セクター間の人事交流を検討する。

13 公正の確保と透明性の向上

市民と行政とが「協働のまちづくり」を進めていくために、行政手続制度や情報公開制度等の適正運用を図り、行政運営の公正の確保と透明性の向上に努める。

(1) 適正な行政事務の推進

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続条例の適正な運用に努める。

(2) 情報公開の推進

信頼される行政の確立と住民の行政参加を促すため、ホームページや広報等の情報通信手段を活用し、様々な行政情報を市民にわかりやすく公開するとともに、情報公開と説明責任の徹底に努める。

(3) 監査機能の充実

適正で効率的な行政運営の確保を図るため、監査機能の独立性、専門性を確保し監査機能の充実を図り、市民への信頼性を高める。

14 公営企業・公社の経営健全化

(1) 公営企業の経営健全化

現在、公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討する。

民間への事業譲渡、または、公営企業として事業を継続する場合であっても、指定管理者制度、PFI事業、業務委託等の民間的経営手法の導入を検討する。

(2) 公社の経営健全化

経済環境の変化への対応、経営の効率化、地方公共団体の財政運営のより一層の健全化の観点から、土地開発公社等の経営改善について積極的に取り組む。

公社に対し、市は、出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づく負担を負う原則を踏まえ、過度の負担を負うことのないよう適切な運用に努める。

【用語解説】

1 スクラップ・アンド・ビルド

組織機構は放置すれば肥大化するとされており、極力これを抑制しなければならないが、同時に新規の需要に行政は対応する必要がある。そこで組織を新設（ビルド）する場合には、既存の組織を統廃合（スクラップ）し、全体として行政機構の肥大化を防ごうとする方式。

〔一般的なスクラップの対象〕

- ・費用対効果の薄いもので、必要度・優先度の低いもの
- ・施策の目的が達成されたもので、社会的・経済的に実情にそぐわないもの
- ・民間委託・囑託化・電算化によりコスト削減が見込まれるもの
- ・零細補助金

2 パートナーシップ

協力体制。対等な関係のもとでの協力。住民から要望するまちづくりや行政のみによるまちづくりではなく、住民と行政とが対等な関係に立って、お互いに認め合い、情報を分かち合いながら、地域社会への共通の認識のもとに協力してまちづくりを進めることが望まれている。

3 NPO

Non-Profit Organization（非営利組織）の略。自主的、自発的に活動を展開する民間の非営利組織（団体）のことで、平成10年3月、「特定非営利活動促進法（NPO法）」が制定された。

4 PFI

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略。これまで国や地方公共団体が行ってきた公共施設の建設・維持管理や公共サービスの提供等を民間の資金、経営能力・技術能力を活用して行う方法。効率的・効果的なサービスの提供、事業コストの削減などの面で期待されている。

5 電子自治体

行政の事務や行政と地域住民との間の情報のやりとりを電子化しようとする。インターネットなどを利用した行政と住民との情報交換、各種申請など手続きの電子化、本庁舎と公共施設を情報ネットワークで結ぶこと等が挙げられる。

6 e-Japan 戦略

内閣総理大臣を本部長とする IT 戦略本部が、平成13年1月に我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指し策定したIT国家戦略。同戦略の利用環境整備目標が達成されたこと等を踏まえ、平成15年7月にはIT利活用の推進を図る「e-Japan 戦略II」が同本部において策定された。